

平成27年3月19日
独立行政法人国立美術館
東京国立近代美術館

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく「東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運營業務」の落札者の決定について

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館（以下「美術館」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運營業務に関する民間競争入札を実施し、次のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称

東京国立近代美術館フィルムセンター管理運營業務共同企業体
代表企業 株式会社シミズ・ビルライフケア
構成員 株式会社KSP・WEST
株式会社要興業

2 落札金額（税込）

230,534,083円

3 履行予定期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

4 落札者の評価結果

基礎点及び加点の合計	入札価格（税抜）	総合評価値
101.0	213,457,485円	473.1621

（注1）基礎点及び加点の合計とは、入札参加者から提出された提案書の各項目について、官民競争入札等評価委員会の評価を基に配点したもの

（注2）総合評価値は、基礎点及び加点の合計を入札価格で除した値であり、表示している値は、便宜的にこの値を10の9乗倍したもの。小数点4桁以下は切り捨て

5 落札者決定の経緯及び理由

東京国立近代美術フィルムセンターの管理・運營業務に関する入札公告（平成26年11月18日公告）に基づき、入札参加表明者（2者）から提出された入札参加表明書等について、審査した結果、入札参加資格を満たしていたため、入札参加表明者から入札書及び提案書を提出させた。

提案書については、平成27年2月26日に開催した、美術館に設置した外部有識者か

らなる東京国立近代美術館官民競争入札等評価委員会において基礎項目を満たしているか否かを審査した結果、いずれも満たしていたため、基礎点を付した。

引き続き同委員会において加点項目について審査し、入札参加表明者に加点を付し、基礎点及び加点の合計を入札価格で除して得られた総合評価値を算出した。

入札金額については、平成27年3月3日に入札書を開札したところ、1者が予定価格の範囲内の価格が提示され、落札予定者を決定した。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

(1) 落札者は、以下の業務を実施することとする。

- ① 統括管理業務
- ② 建築設備維持管理業務
- ③ 清掃業務
- ④ 廃棄物処理業務
- ⑤ 運営支援業務

(2) 落札者は、以下の実施体制及び実施方法により、「国民に対して提供するサービスの質の向上」「美術作品（映画を含む。）の保管環境の充実」「業務の効率化」を達成させる。

- ① 東京国立近代美術館フィルムセンター（以下「フィルムセンター」という。）の特殊性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないよう留意する。
- ② フィルムセンターへの来館者に対して遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応する。
- ③ (1)の業務を円滑に遂行するために、統括責任者を常時1名置き、フィルムセンター職員との連絡調整を密に行う。
- ④ 建築設備維持管理業務及び運営支援業務については、それぞれ責任者を1名置き、統括責任者と連絡調整を密に行う。
- ⑤ 統括責任者は、業務を行う各担当者と連絡調整を行う。
- ⑥ 統括責任者等は、業務の実施に際し、上映関係業務などフィルムセンターが他に業務を委託している者がいる場合、フィルムセンターの指示のもとに、上映関係業務などを受託する者と連携して業務を実施する。
- ⑦ 関連する作業の工程及び日程は、原則として、統括責任者がフィルムセンターと相談、協議の上、実施する。
- ⑧ フィルムセンターの指示に従い、必要に応じて年間及び月間作業計画を作成の上、統括責任者はフィルムセンター担当者に事前に提出し、周知を図る。
- ⑨ 作業の遂行に当たっては、フィルムセンターの担当者と密接な連絡のもとに作業を実施し、作業完了後はその内容を記載した報告書を作成し、業務報告書として、フィルムセンターに提出する。